

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき、措置を講じた旨通知があったので、同条同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4（2022）年3月25日

栃木県監査委員 岩 崎 信
 同 中 島 宏
 同 鎌 形 俊 之
 同 平 野 博 章

監査の結果の措置状況
 （指摘事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
医療政策課	令和4（2022）年 2月15日	補助金等事務のうち、看護師等養成所運営費補助金に係る交付申請及び実績報告において、加算率の算定基礎である国家試験合格率を誤り、誤った加算率を適用して算出した補助金額を用いていたものについて、審査及び検査が不十分であったことから、補助金額 183,000 円を過大に交付していた。	過大交付分については、速やかに返還処理を行いました。 今後は、交付申請の際の審査においては、適正な加算率が適用されていることはもとより、算定基準に従って補助金額が算定されているかについて、チェックリストを作成及び活用し、事務担当者及びグループリーダー以上の職位者による複数チェックを徹底します。 また、実績報告の検査の際においては、補助金額が実績に基づき適正に算定されているか、さらに、補助事業の成果が補助金交付の決定内容及び交付条件に適合しているかについて、事務担当者及び検査員による相互チェックを徹底することに加え、グループリーダー以上の職位者による複数チェックを徹底することにより、再発防止に努めます。
産業技術センター（「繊維技術支援センター」・「県南技術支援センター」・「繊維物技術支援センター」・「窯業技術支援セン	令和3（2021）年 12月21日	産業技術センター施設修繕費に係る電話設備改修工事において、一般電話機については、在庫として保管する必要があるにもかかわらず設置台数の約2割を、また、多機能電話機については、必要台数・購入時期を精査することなく設置台数の約3割	機器等の整備に当たっては、予算計上の段階から、予備機等の必要性も含め、種類、台数及び時期等を十分に精査することに加え、経済性などの観点から工事担当者及び予算担当者が慎重に相互検証するとともに、所長及び管理部長等による再検証を徹底することにより、内部チェック体制の強化を図

<p>ター」を含む。)</p>		<p>を、交換用予備として計上し、執行していた。 今後は、故障の発生頻度・発生した場合の業務への影響度、電話機の補修用性能部品の保有期間や不用となるリスク等を総合的に勘案し、予備として購入する場合には、種類、台数及び時期を慎重に検討の上、経済性に配慮した適切な予算執行に努められるとともに、併せて最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、予算計上の段階から十分に配慮されたい。(行政監査)</p>	<p>り、主管課への相談、協議の上、適正な事務執行に努めて参ります。 なお、保管している予備の電話機については、故障発生による交換等に備え、万全の保管体制をもって維持・管理するとともに、県庁内で活用できるか検討して参ります。</p>
<p>大田原土木事務所</p>	<p>令和 3 (2021) 年 11 月 19 日</p>	<p>財産・物品管理事務のうち、水利使用料及び河川敷使用料について、平成 29 年度から毎年度、収入未済が発生しているものがあり、令和 4 年度に時効となる債権があるにもかかわらず、債務者に対して、令和 2 年度から電話連絡 3 回のみしか行っていないなど、具体的な回収方針を検討しておらず債権回収に向けた取組が不十分であった。 また、当事案は、令和 2 年度から不法占用状態となっているにもかかわらず、不法占用者に対する不法占用解消に向けた取組を行っていない。</p>	<p>債権回収に当たっては、電話に加え、文書や電子メールによる催促を定期的に行うこととし、本件債務者に対して文書や電子メールによる納付の催促に合わせて不法占用解消の指導に取り組んでいるところです。さらに、滞納処分に向け債務者の財産調査を行いました。引き続き、債務者の状況把握に努めるとともに、未納分の納付の催促と不法占用の解消に向けた指導に鋭意に取り組んでいきます。 今後、同様な事例が生じないように、収入未済の早期解消に徹底して取り組み、再発防止に努めます。</p>
		<p>財産・物品管理事務のうち、各土木事務所における資材・機材及び廃棄物の保管管理について、統一を図るため、土木事務所と道路保全課で申し合わせ事項を取り決めているが、保管している複数棟で資材、機材等の在庫数量の管理を行っていないなど、通知に基づいた適切な管理</p>	<p>指摘を受け、ただちに保全部全職員の会議を開催し、職員に対し「資材・機材及び廃棄物の適切な保管・管理についての申し合わせ事項」の周知徹底を図るとともに、令和 3 年 10 月に各倉庫の棚卸しを行い、「資材管理簿」「機材管理簿」を整理しました。 資材・機材は、在庫数を毎月確認し</p>

		をしていなかった。	て管理簿に記入し、管理簿は保全部長・技術次長の決裁を受けて適正に管理しています。
栃木土木事務所	令和 4 (2022) 年 1月 25 日	契約検収事務のうち、快適で安全な道づくり事業費 (補助) に係る用地調査等業務委託の設計積算において、受託者に対し照応建物の補償額を算定するよう追加で指示し、成果品を提出させたものの、当該業務に係る費用を設計額に計上していなかったものが1件 374 千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう業務委託積算数量表 (チェックリスト) を改訂し、複数人による検算体制を強化して再発防止に努めます。 加えて、設計積算担当者の積算能力を向上させるため、用地調査等業務委託研修会に積極的に参加するなど、指導・教育をより一層充実させ適正な事務執行に努めます。
鹿沼土木事務所	令和 4 (2022) 年 1月 27 日	工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費 (補助) に係る道路改良工事の設計積算において、工種区分「河川維持工事」を適用すべきところ、「道路改良工事」を適用したことにより、設計額が過大となっているものが1件 363 千円あった。	設計積算に当たっては、適用すべき積算基準に基づき適正に計上されるよう、工事費積算チェックリストを改訂し、積算・検算等の各段階においてのチェック体制を強化するなど再発防止に努めます。 加えて、所内技術調整会議等において、情報発信や注意喚起をするなど違算防止のため継続的な指導を行い、適正な事務執行に努めます。
真岡土木事務所	令和 4 (2022) 年 1月 27 日	契約検収事務のうち、快適で安全な道づくり事業費 (県単) に係る測量設計業務委託の設計積算において、曲線数の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件 352 千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、業務委託費積算チェックリストを改訂し、積算・検算等の各段階においてのチェック体制を強化するなど再発防止に努めます。 加えて、所内技術調整会議等において周知するなど、担当者、検算者等に対する違算防止のための継続的な指導を行い、適正な事務執行に努めます。
		工事事務のうち、道路保全事業費 (補助) に係る橋梁補修工事の設計積算において、交通規制区	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、工事費積算チェックリス

		分の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件 242 千円あった。	トを改訂し、積算・検算等の各段階においてのチェック体制を強化するなど再発防止に努めます。 加えて、所内技術調整会議等において周知するなど、担当者、検算者等に対する違算防止のための継続的な指導を行い、適正な事務執行に努めます。
宇都宮東高等学校（「宇都宮東高等学校附属中学校」を含む。）	令和 3 (2021) 年 12 月 23 日	契約検収事務のうち、自家用電気工作物保安管理業務委託契約の変更において、決裁を受けた変更契約書のほか、業界の慣行に則り、受託人の所属する団体への提出用として求められたことに安易に応じ、職位者の決裁を受けることなく、受託人が用意した様式に公印を押印のうえ、契約書を別途作成していた。契約内容等により、契約事務マニュアル等で示された契約書の書式で対応しきれない事案については、適切な書式に見直すなど、再発防止に向けて所管課等と十分に検討されたい。	監査結果を踏まえ、所管課等と検討を行った結果、正規の契約書に外部委託承認申請に必要な書面を作成する項目を追記した変更契約を締結しました。 また、再発防止に向け、公印に関する規程を整備し、全職員に周知徹底した上で、今後は、公印の保管責任者による公印を押印すべき文書と決裁済みの起案文書の照合を確実に行った上で押印することを徹底することにより、公印を適正に使用及び保管して参ります。
総務課（「文書館」を含む。）	令和 4 (2022) 年 1 月 21 日	奨学のための給付金（公立）事業における栃木工業高等学校分の支給決定に当たり、令和 2 年度に限り追加支給することとなったオンライン学習に係る通信費相当分について、県立学校全体における支給対象者の約 9 割が支給を受ける中で、当校から支給対象者が皆無であるとの報告を受けたが、十分な確認を行わず、報告内容を是認していた。今回の支給対象項目は新たに追加されたものであり、支給決定者として、関係機関に対する制度の周知や、運用の適正化に細心の注意を払うべきであった	制度の周知については、これまで以上に丁寧かつ十分な説明を行い、特に、制度変更があった場合には、変更内容に特化した資料を作成するなど、周知に遺漏がないようにします。 また、支給決定の際は、事務担当者及びチームリーダー以上の職位者による確認を行う等の複数チェック体制を強化し、関係機関における事務に疑義がある場合は、証拠書類を確認することなどにより実施状況を十分に精査し、運用の適正化に努めます。

		が、十分機能していなかった。 (行政監査)	
栃木工業高等学校	令和 4 (2022) 年 1月 21 日	奨学のための給付金のうち、令和 2 年度に限り追加支給されることとなったオンライン学習に係る通信費相当分について、追加支給を受けるか否かにかかわらず、提出させるべき誓約書を提出させなかったなど、新たな仕組みへの理解が不十分であったことから、特例的支給措置への対応ができなかった。(行政監査)	奨学のための給付金のうち、オンライン学習に係る通信費相当分については、特例的支給措置への対応ができなかった支給決定者 59 名に対し制度の説明を行い、オンライン学習に係る申出書の提出を受け、支給該当者に対して令和 4 年 3 月中に追加支給を行うこととしました。 今回の案件は、支給該当者の受給機会を奪いかねないものであり、今後は、給付金支給という職務の重要性や理解不十分で事務を行うことのリスク等を自覚し、疑義がある場合は制度所管課に十分確認を行い、関係法令等の理解を深めるとともに、特に、制度変更があった場合には、担当職員のみならず、その他の職員や、事務長以上の職位者においても変更内容を十分に認識することによって、複数チェック体制を強化し適切な事務執行に努めます。